

加古川市立志方小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【いじめ対応の基本姿勢】

- （１）未然防止のために学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成を行う。
- （２）早期発見のために日常的な実態把握や相談しやすい環境づくりを行い、児童の発するサインを見逃さない。
- （３）児童の立場で親身になり、事実を見逃さず、問題の背景にも目を向け、早期に対応する。
- （４）学校・家庭・地域及び関係機関と連携協力し、根気強く継続的な対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をする 것도「いじめ」に加担していることを指導する。

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④ 9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
- ⑤ 道徳科の学習を要として、教育活動全般を通して自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が「わかる学力」の育成を目指した協同的探究学習の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実（「心の絆プロジェクト」）
- ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 主体的に学習に取り組む力を育成するとともに自らの考えを表現する力を高める。
 - ・各教科などにおいて、思考力・判断力・表現力を高める活動を取り入れる。
- ④ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見に向けての取組

いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 「心の相談アンケート」と教育相談を年に2回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。保護者からも情報を受け、いじめの早期発見に努める。気になる児童がいる場合には、いじめ防止対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② 「学校生活に関するアンケート（アセス）」を有効活用する。
- ③ スクールカウンセラーによる教育相談日をＳＣ通信等で周知し、相談しやすい体制を作る。
- ④ 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期解決のために、全教職員が協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会での対応を協議し、いじめの問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じ行為であるということを指導する。
- ④ いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。
- ⑤ 少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

(2) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、生徒指導、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等からなる「いじめ防止対策委員会」を学期に1回、開催する。

(2) 「生徒指導推進委員会」

毎月の本会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

6 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態という。）」、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態という。）」とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

7 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 学校評価の活用
いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目にいじめ対策に関することを加える。
- (2) 学校運営協議会の活用
保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、協議する。
- (3) 情報モラル教育の推進
児童・保護者も含めてインターネットトラブルによるいじめを防ぐための講演会を開催する。